慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究 一三六〕 派遣管財人が破産者宛の破産債権譲渡の通知書の配達を受けて開披した場合と右譲渡の効力
Sub Title	
Author	宗田, 親彦(Soda, Chikahiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.7 (1976. 7) ,p.104- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760715-0104

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究　一三六〕

昭和四九年11（最高民集二八巻八号一六五四頁）

破産管財人が破産者宛の破産債権譲渡の通知書の配達を受けて開披した場合と右譲渡の効力

所有権移転登記請求および反訴請求事件（昭和四九・一一・二一第一小法廷判決）

一　本件建物はもと訴外A会社の所有であつたが、昭和三七年八月三一日訴外B信用組合との間において昭和三六年一月一〇日付当座貸越、手形割引手形貸付契約等により現在負担し、又は将来発生する一切の債務を担保する目的で本件建物について、債権元本極度額金七〇〇万円の第一順位の根抵当権設定契約並にA会社が債務の支払を怠つたときは本来の債務に代えて右建物の所有権を移転する旨の代物弁済予約を締結し、昭和三七年一〇月一九日根抵当権設定登記並に所有権移転仮登記の各登記手続をした。

二　その後A会社は前記B信用組合との当座貸越、手形割引、手形貸付契約を解除したが、右契約に基く債務は昭和三九年五月二三日当時において、金四、五一八、五三二円に達した。

三　前記B信用組合は昭和三九年五月二三日A会社に対する右金四、五一八、五三二円の債権及び本件建物に対する根抵当権、代物弁済予約上の権利をX_1（原告）に譲渡し、且つ昭和三九年六月四日前記記載の根抵当権設定登記並に所有権移転仮登記をX_1のために移転する旨の附記登記をなし、昭和三九年六月二二日到達の内容証明郵便により、A会社に対し右債権譲渡の通知をした。

四　一方A会社は、昭和三九年五月二六日東京地方裁判所で破産宣告を受け、Y（被告、反対原告、被控訴人、被上告人）がその破産管財人に選任された。

五　X_1は、第一審においてA会社の前記債務は既に履行期を経過していたので、本訴状によつて代物弁済の予結完結の意思表示をし、本件建物の所有権を取得したと主張した。またX_1が前記の通り債権を譲受けたのは、X_2（引受参加人）及びX_3（引受参加人）の依頼に基くものである。即ちX_2はA会社経営者A_1家に嫁いできたものであるが、本件建物について訴外B信用組合が代物弁済予約の仮登記を有していたので、本件建物が第三者の手に落ちることを苦慮し、実父訴外Cに依頼して昭和三九年五月二三日金五〇〇万円を訴外D信用金庫より借受けて貰い、この金を利用してX_1に頼んで前記の通り、訴外B信用組合より債権及びその担保権を譲受けて貰つたものである。然しX_1は前記代物弁済予約完結の意思表示をした後、他の問題から名義を変えてくれというので、昭和四〇年三月一二日X_4（引受参加人）の名義を借用したが、同人も法廷に出ることの煩瑣を嫌つたので、X_2およびX_3が共同でX_1の本件建物についての一切の権利を承継し、引受参加人X_4より抵当権設定登記及び所有権移転の仮登記について移転の付記登記を了したものである。よつてX_2、X_3等は本件建物の所有権を取得したものであるから本訴としてYに対し前記所有

権移転仮登記の本登記手続を求めると述べた。

これに対しY（被告）は、A会社のB信用組合に対する債務は、昭和三九年五月二三日A会社の弁済によって消滅した、Yに債務譲渡の通知がない、本件債権譲渡は通謀虚偽表示で無効、宣告後に抵当権の譲渡、代物弁済予約完結権の譲渡を受け、完結権を行使することは破産法五四条一項、五五条により破産債権者に対抗しないと述べた。

Yは、反訴においてX_2、X_3の抵当権、所有権移転の仮登記の抹消等を求め、その請求原因としてA会社の債務は、宣告前の弁済により消滅したと主張した。

第一審判決は、本訴につきX_2、X_3の請求を棄却し、反訴につきYの主張を認めて本件各登記の抹消を命じた。

X_2、X_3から控訴し、控訴審は、本訴につきX_2、X_3の控訴を棄却し、他方反訴についてもまたYの請求を棄却した。控訴審は、本件債権および抵当権、代物弁済予約上の権利をA会社からX_1に譲渡したとの点について判断し、その理由として、昭和三九年五月二三日に債権残額は金四五一万八五三二円であることおよび、A会社からX_1に対する債権譲渡が通謀虚偽表示でないこと、また本件債権の譲渡が昭和三九年六月二二日A会社に対してなされたが、これはYに対してなされたものでないため右債権譲渡を対抗できない。それ故、抵当権等の登記がX_1に譲渡された事実があってもこれら各権利をX_1において行使するに由ないものとし、さらにこの抵当権等の諸権利がX_2、X_3に譲渡されていてもX_1において被担保債権の譲受けを対抗できない以上、X_2、X_3においても右諸権利は行使できないと判断し、しかし、それだからといってX_2、X_3の右諸権利が当然に消滅に帰したと断じ得べきものでないとして、X_2、X_3の控訴を棄却し、またYの反訴につき控訴を棄却した。

X_2、X_3より上告した。上告理由は、

「第一に、控訴裁判所は破産法五四条の解釈を誤った判決をしている。即ち、控訴裁判所は債権譲渡の通知が昭和三九年六月二二日B信用組合からA会社代表者A_1に対しなされたが、右通知はA会社に対する破産宣告決定のあった昭和三九年五月二六日よりも後であって、A会社の破産管財人たる被控訴人Yに対して通知されたものでないから、譲受人X_1は右破産管財人に対してその善意、悪意を問わず、右債権譲渡を対抗できないものと云わなければならないと判断しているのである。しかし乍ら、一、右B信用組合の債権は破産財団に属する財産ではないのである。即ち、破産財団を構成する「財産」（破産法第三条第一項）は破産者の積極財産、即ち資産のみを指し、債務を含まないことは異論のないところである。本件においては、B信用組合のA会社に対する債権であって、反面これはA会社のB信用組合に対する債務であるから、破産者A会社の破産財団の範囲に属するものでないことは右に述べた通りである。二、破産法第五四条は、破産宣告後、破産者の法律行為によらなくとも破産財団所属財産に関し第三者が権利を取得してもこれを破産財団に対し主張できない、と規定する。本件においては、譲受人X_1が債権を取得してもそれが破産財団所属財産である限り財団に対し取得した権利を主張できないことなるが、右一で述べた通り、右債権は破産財団に属しないのであるから、右破産法五四条の適用をみないのは当然である。更に右五四条の拡張、類推解釈も五四条が取引の自由を制約するものである以上、厳格に解されないものと考える。

第二に、控訴裁判所は破産法第一九〇条の解釈を誤った判決をしている。一、債権譲渡の通知が破産宣告後のA会社代表取締役A_1に対してなされても、破産法第一九〇条第一項により破産宣告後破産者に宛てられた一切の郵便物は破産管財人に送付されて、その上開披もでき（第二項）、管財人による郵便物の管理がなされているのである。かように破

産宣告により郵便物の管理が必要的になされている以上、債権譲渡の通知がたとえ破産者代表者に宛てられても管財人がその内容を了知し得るものであるから本件のように宛名が異つていても管財人に宛てられた通知と実質的に同一視することができる。かかる解釈によらずして、控訴裁判所が右債権譲渡の通知が破産管財人に対して通知されたものでないから譲受人は被控訴人である破産管財人に債権譲渡を対抗できないと認定するのは余りに形式的な解釈であつて破産法第一九〇条の指向する解釈を実質的に無視した誤つたものと断ぜざるをえない。二、仮に控訴裁判所の判断のごとく破産者自身に対して債権譲渡の通知がなされても、破産管財人に対して通知されたものでないのなら、譲受人は管財人に対して債権譲渡を対抗できないものとすれば債権の譲渡人は債務者に破産宣告があつたかいなか、更に宣告があつたとしたら管財人は誰かにまで不断の注意を払わざるをえないこととなり、このことは譲渡人に多大な負担をかけさせる結果となる。一方、債権の譲渡人が債権譲渡を債務者に対抗しうるためには、譲渡人の債務者についての破産宣告の知、不知によることとなり、自己の責任の範囲に属さない危険を負担していることになる。そして破産者に対する破産債権についての第三者からの弁済は結果的には殆んど許され難いことになろう。しかしこの結果が、破産者の自由財産、又は新得財産からの債権者に対する任意の弁済が許されていることからして、不当なものであることは明白である。

これに対して上告審の判決理由は以下のとおりである。すなわち「破産債権である指名債権の譲渡は、譲渡人がこれを破産管財人に通知し、又は破産管財人がこれを承諾しなければ、破産管財人に対抗することができないと解するのが相当である。原審の確定したところによれば、B信用組合のA会社に対する本件債権は、昭和三九年五月二三日右B信用組合からX_1に譲渡されたところ、その譲渡の通知は、A会社が破産宣告を受けた同月二六日よりも後である同年六月二二日に右会社の代表者A_1に対しされたが、破産管財人である被上告人Yに対してされたものではないというのである。そうすると、たとえ、所論のように、右破産者宛ての通知が破産管財人に配達され、破産管財人がこれを開披したとしても、破産管財人は右債権譲渡があつたことを知つたことになるにすぎず、これをもつては未だ右債権譲渡の通知が破産管財人に対しされたものとすることはできない。したがつて、前記譲受人X_1は右債権譲渡を被上告人に対抗することができないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は、原審の認定にそわない事実関係に基づくか、又は独自の見解に立つて原判決を論難するものであつて、採用することができない。」と。

判旨に賛成する。

一　本件判決は、破産宣告後にする破産債権の譲渡の通知は、破産管財人に対してすることを要し、破産者に対してした通知は、破産管財人に対抗することができないとするものであり、この点に関する初の最高裁判決として意義がある。従来の判例は、破産債権も譲渡することが可能である（大判（民連）明治四五・五・二七評論一巻商一二三頁）とし、また戦前の下級審判決ではあるが、破産債権の譲渡の通知は破産管財人に対してする必要がある（東控判昭和一七・一〇・一五法律新聞四八二六号九頁）としていた。

破産債権の譲渡は、債権届出後、また債権確定後であつてもさしつかえないが、債権届出後の譲渡は、届出事項の変更として破産裁

判所に届出ることが必要である（破二三五条）。

二　本件では、破産宣告前にB信用組合からX_1に債権の譲渡がなされ、宣告後に破産者A会社に、債権譲渡の通知がなされているが、債権譲渡の通知の相手方は、債務者またはその代理人にすることを要するのであるから、本判決が通知は管財人に対してすることを要するとしたのは、破産管財人の法的地位に関する理論について、本判決は少なくとも破産者代理説を排除したかにみえる。すなわち破産管財人を破産者の代理人とすれば、本人たる破産者に対してした本件通知は有効な通知と解されることになるためであるが、しかし後に述べるように管財人を破産者の代理人と解したところで右の結論に至るとは限らないのであるから、本判決が管財人の破産者代理説を正面から排除したとはいえないのである。

債権の譲渡に通知を要するとする法制は既に古くローマ法時代から存在し、ここでは譲渡人から債務者に通知することを要していたようであり、ドイツ普通法時代には譲渡人から通知することを要すると解されており、またフランス民法では、いずれからでも通知しうると規定しており、わが旧民法財産編でも譲受人から通知する（旧民法三四七条一項）ことになつていたが、譲受人からの通知は虚偽の通知を招く危険があるであろう。なおドイツ民法（四〇七条、四〇八条）では、債務者の善意・悪意により区別している。いずれの法制においても債権譲渡の通知制度は、誰れに弁済すればよいか、すなわち二重弁済の危険を回避するために債務の弁済権限を有する債務者に真実の権利者を知らせる制度であるといえる。そうだとすれば、破産宣告によつて破産者は財産管理、処分権限を奪われ、これは破産管財人に専属する（破七条）のであるから、仮りに破産管財人を破産者の代理人と解したとしても、弁済権限は、すなわち破産的配当は、破産管財人においてのみされるのであり、債務者が破産者であるとしても、破産においては弁済たる処分行為は破産者にはなしえないのであるから、結論的にはそれをなしうる破産管財人に誰れが真の債権者かを知らせなければならないのであり、通知の相手方は管財人であつて破産者ではないことになる。なお破産管財人の法的地位につきその他の代理説についても同一の結論に至ることは右と同様であり、また職務説、代表説のいずれに立脚しても管財人を通知の相手方とすることになる。すなわち管財人の法的地位に関していかなる見解によつても本件については結論に相違はきたさないと解することができるものである。

三　上告理由は、原審が破産法五四条の解釈を誤つたとしているが、しかし原審は、本件債権譲渡の通知が破産宣告後破産者A会社に対してされていて破産管財人Yに対してされていない事実をもつて、譲受人X_1はYに対してその善意・悪意を問わず債権譲渡を対抗しえないと論じているのみであつて、それ尽きる。すなわち原審は、破産法五四条の問題としては処理していないものといわなければならない。破産法五四条の解釈については、「破産財団に属する財産」（破五四条、六九条）と「破産財団に関する訴訟手続」（民訴二一四条）では、前者は破産財団を構成する個々の積極財産を指し、後者は、前者の対象も含み、かつたとえば破産債権に関する訴訟等も含まれる

と解されており（宗田・基本法コンメンタール民事訴訟法二六六頁以下参照）、破産債権の譲渡は前者の問題に含まれないといわなければならない。前者の問題として含まれるのは、抵当権等の譲渡の場合であるが、本件では、これに関する控訴は取り下げられており判断はされておらず、本件は、被担保債権の譲渡とともにする抵当権の譲渡・代物弁済予約上の権利の譲渡であつて、この場合には被担保債権の譲渡が対抗できない以上いずれにしても対抗することができないものである。すなわち本件は、債権譲渡について上告され、それに関して宣告後の破産者への通知は、管財人に対抗できないことを上告審は明らかにしたものである。

四　そこで破産者自身に対する宣告後の通知が、管財人に対抗できるか否かに関して、上告理由第二点は、破産法一九〇条を指摘して管財人は郵便物を管理して開披すらできるのであるから宛名が異つても管財人に宛ててされた通知と実質的に同一視することができるという。しかし同条は、破産管財人が破産者の財産状態、破産財団に属すべき財産の有無およびその所在を探知するために占有管理権の一態様として郵便物の開披等を認めているにすぎず、(1)　通知人がいかなる法主体を相手方と定めて通知したか、この通知人と相手方の両法主体間においてのみ観念の通知たる譲渡の通知は考えられること、(2)　管財人Yは、破産者に対する通知を確実に知ることができるとは限らないこと、(3)　よしんば、破産者の通知を管財人Yが知つた場合にはYへの通知ありとみられないであろうかと考えたところで、破産手続という大量な債権債務の処理機構においては、画一的な規準によつて安定した進行を図らざるをえないこと、および(4)　配当担当者たる、管財人Yとしては管財業務遂行に関する注意義務の点を考慮に入れると、単に破産者への通知を知つたときは譲受人に配当すれば足りるとするだけでなく、その逆の場合の処置における責任の問題を生じ、さらに譲渡の通知制度が弁済（配当）者の利益のために存することをも考えれば管財人Yへの通知を要すると解すべきことになる。

五　さらに上告理由は、右四の結論によると債権の譲渡人は管財人は誰れかという点につき不断の注意を要し、これは第三者の弁済に基づく債権の譲渡はほとんど許され難いというが、破産宣告とその同時処分として選任された管財人の住所・氏名は、公告（破一四三条一項、一一五条、一一六条）と知れたる債権者には右のほかに送達（破一四三条二項、一一八条）を要し、これらからすると公告方法の当否に関する立言としてはともかく、それから直ちに本件について上告理由を支持することはできないものといわねばならない。

（昭和五一・四・三稿）

宗田親彦